

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	合志市 生活保護システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	合志市では生活保護法に基づき、生活保護資格者・受給者の管理を行っている。 また、受給者に関して、生活保護費の支給を行っている。 ※「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人であって、生活に困窮する者を含む。
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、医療保険者間等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護個人基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表23の項、番号法第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令第1項表1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会)番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42、43、161、162の項 (情報提供)番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課 社会福祉班
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1,000人未満(任意実施)] 令和8年3月17日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和8年3月17日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[]</div> <div style="text-align: right;">[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	特定個人情報の入手は、生活保護システムにより行うこととしているところ、あらかじめ生活保護システムにおいて対象者が同意した場合にのみ対象者の情報を入手できるシステムとなっているため、対象者以外の情報を入手することはない。主に対象者の年金情報の確認をすることが多いが、必要な情報のみの提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第7項 別表第二 第26号	番号法第19条第8項 別表第二 第26号	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年12月21日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年1月31日時点	令和3年12月21日時点	事後	
令和3年12月21日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年1月31日時点	令和3年12月21日時点	事後	
令和5年3月14日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年12月21日時点	令和5年3月14日時点	事後	
令和5年3月14日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年12月21日時点	令和5年3月14日時点	事後	
令和6年3月14日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年3月14日時点	令和6年3月14日時点	事後	
令和7年2月26日	I I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第15号	番号法第9条第1項 別表 第23号	事後	
令和7年2月26日	I I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第8項 別表第二 第26号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項	事後	
令和7年2月26日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年3月14日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和7年2月26日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年3月14日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和7年2月26日	I IVリスク対策 8.人手を介 入させる作業	なし	新様式への変更	事後	
令和7年2月26日	I IVリスク対策 11.最も優先 度が高いと考えられる対策	なし	新様式への変更	事後	
令和8年3月17日	I I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	合志市では生活保護法に基づき、生活保護資格者・受給者の管理を行っている。また、受給者に関して、生活保護費の支給を行っている。	合志市では生活保護法に基づき、生活保護資格者・受給者の管理を行っている。また、受給者に関して、生活保護費の支給を行っている。	事後	
令和8年3月17日	I I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、医療保険者間等向け中間サーバー等	事後	
令和8年3月17日	I I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第23号	番号法第9条第1項別表23の項、番号法第9条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令第1項表1の項	事後	
令和8年3月17日	I I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	(情報照会)番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42、43、161、162の項 (情報提供)番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項	事後	
令和8年3月17日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和7年2月26日時点	令和8年3月17日時点	事後	
令和8年3月17日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和7年2月26日時点	令和8年3月17日時点	事後	